

漁業復興担い手確保支援事業事務取扱要領

1 目的

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた被災地では、被災漁業者の廃業や離職が進み、漁業就業者が大幅に減少することが懸念されている。

このため、漁ろう技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進する観点から、若青年漁業者の技術習得や漁家子弟の新規就業希望者の研修等を実施し、将来を見据えた中核的な漁業の担い手の確保・育成を推進する。

2 事業内容

(1) 技術習得支援事業(若青年漁業者の技術習得支援)

座学研修：地域の漁業・漁法の概要、安全に係る指導など、座学による研修開始前のオリエンテーション

実践研修：(操業等による現場研修)：最長2年間

(2) 新規就業者(漁家子弟)確保支援事業

座学研修：地域の漁業・漁法の概要、安全に係る指導など、座学による研修開始前のオリエンテーション

実践研修：(操業等による現場研修)：最長2年間

(3) 資格等習得支援事業：漁業に関する資格等の習得のための講習

3 実施要領

(1) 前項(1)、(2)の「座学研修」は1次研修生受入機関(漁協、漁業団体等)で行う。

(2) 前項(1)、(2)の「実践研修」は2次研修生受入機関(漁業者、漁業会社、漁協(自営漁業)等)で行う。

(3) 1次研修生受入機関は、事業内容に沿った研修計画書を作成し、事業実施主体に提出の上、その認定を受ける。

(4) 事業実施主体は、その研修計画を認定した第1次研修生受入機関に対し別に定める必要な経費を交付する。

(5) 1次研修生受入機関は、全国漁業就業者確保育成センター(以下全国センター)の指示により事業費の精算を行う。

(6) 計画の変更等が生じ研修が中止・中断等となった場合、所定の届出書を提出し経費の精算を行う。

(7) 前項(3)の講習は1次研修生受入機関が講習会開催計画を策定し、全国センターに提出の上、その認定を受ける。なお、全国センターが直接開

催する講習会についてはこの限りでない。

(8)(3)～(7)で使用する申請様式は別に定めるものとする。

4 事業費（補助金）

全国センターが補助する事業は以下のとおりとする。

(1) 座学研修講師指導謝金（研修開始前のオリエンテーション等）

1時間あたりの単価を4,700円以内とし、研修時間は1日2時間以内、研修実施日は3日以内とする。また、1次研修生受入機関で同日に複数の研修生に対して研修を行った場合の講師謝金は2名分を上限として支給する。

(2) 講師旅費（漁協の外部の者に講師を依頼した場合発生する旅費）

事業実施主体の規定により支給する。

(3) 実践研修指導員謝金（操業等による現場研修）

① 技術習得支援事業（若青年漁業者の技術習得支援）

1時間当たりの単価は4,700円以内、1日あたりの研修時間は2時間以内、1ヵ月の研修実施日は座学研修を含め20日以内とする。また、指導者1名に対し研修生2名分までを助成対象とし、指導者は漁労長か漁労長と同等の技術・経験を有する者とする。

② 新規就業者確保支援事業

1時間当たりの単価を4,700円以内とし、1日あたりの研修時間は1日1時間以内とする。なお、1ヵ月の研修実施日は座学研修を含め20日以内とする。

(4) 1次受入機関の受入事務費等

受入に係る事務費（電話、FAX、コピー、消耗品等）として研修生1人あたり、20,000円を支給する。その他、研修用教材等、研修生受入に不可欠なものか査定の上、実費を支給する。

(5) 安全対策費

ライフジャケット、ヘルメットなどの安全対策に係る経費等を研修生受入に不可欠なものか査定の上、実費支給する。

(6) 保険料

技術習得支援事業において、研修生受入機関が研修生に対して加入した傷害保険のうち、研修期間中の保険料の実費を支給する。なお、新規就業者確保支援事業で親兄弟が指導する場合、船員保険については対象外とする。

(7) 移動費

技術習得支援事業において、他地域での研修を行う場合、転居を伴う研修地への移動にかかる経費を研修受入機関が支出した場合に支給する。

(8) 住居費

技術習得支援事業において、研修生が他地域での研修を行う場合等、研修中に研修受入機関が用意した住居に居住した場合において、研修期間中1ヵ月当たり27,000円を限度に研修受入機関に住居費を支給する。

(9) 研修用教材費

研修用教材、資料作成費、雨合羽等を研修生受入に不可欠なものか査定の上、実費支給する。

(10) 資格習得支援費

被災時点で45歳以下の若青年漁業者（所属漁業組合長が復興後の中核的漁業者として必要と認めれば49歳以下までも対象とする）が漁業を再開する際に必要な技術等を習得する場合、講師謝金、講師旅費、教材、事務費等の資格取得に係る講習会開催経費で不可欠なものか査定の上支給する。なお、講習会の開催に際しては、効率的に実施が可能であり、全国センターが計画を認めたものに限る。また、対象年齢以外の漁業者は講習会の受講を認めるが、テキスト代等は個人負担とする。

(11) 補助金の支払

技術習得支援事業、新規就業者確保支援事業の研修経費等の支払については、全国センターが漁業現場の状況を確認の上適切な支払を行う。

5 研修実績表の提出

2次研修生受入機関は、研修生の状況把握等のため、研修実績表をFAX、メール、郵送等により1カ月に1回全国センターに提出する。研修実績表には毎日の洋上、陸上での研修時間等を記入する。

6 その他

- (1) 第1次・2次研修生受け入れ機関は、本研修により研修生が長期間にわたり、現地に留まって生活する必要があることを認識の上、研修生に対し宿舎等の必要な便宜を図るとともに、本研修時間以外の時間で漁業に従事する時間については、所要の労働対価を支払う必要がある事に留意する。
- (2) 第2次研修生受入機関の指導者は、研修時間内は他の補助事業による活動を行うことはできない。また、他の補助事業と同様の項目で経費を受けることはできない。
- (3) 事業にかかる証票類の保存期間は5年間とし、監査等に対応できるよう整理し、保存する。
- (4) 研修終了後、3年間は終了生の状況把握に努め、フォローアップを行い、全国センターの依頼があった場合は速やかに、研修生の状況報告等を行う。
- (5) 資格習得支援事業については、効率的に実施可能なものに限る。